

とっとり農業体験事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、とっとり農業体験事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、農業や農村に関心を持つ県内外に在住する若者等が、試験的に農業を体験しながら市内に滞在することを支援することにより、地域の活性化を図ることを目的として交付する。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）農業体験 とっとり農業体験事業実施要領（平成22年1月4日制定。以下「要領」という。）第2条に規定する農業体験事業により行う農業体験をいう。
- （2）農業体験者 要領第2条に規定する農業体験者をいう。
- （3）農業体験者受入先 要領第2条に規定する農業体験者受入先をいう。

（補助対象事業）

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

（補助対象者）

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

（補助対象経費）

第6条 本補助金の交付の対象となる経費は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第3欄に掲げる経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

（補助金の額）

第7条 本補助金は、別表第1欄に掲げる補助対象事業ごとに、同表第4欄に掲げるところにより算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付の条件）

第8条 市長は、本補助金（別表第1欄に掲げる事業のうち、とっとり農業体験者受入助成事業に係るものを除く。以下この条において同じ。）の交付の決定をする場合においては、本補助金の交付の決定を受けた農業体験者が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された本補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として付すものとする。

- （1）農業体験を開始した日から1年を経過した日以降に中止したとき。
- （2）農業体験修了後市内で就農しないとき。
- （3）農業体験を修了した日から3年以内に離農したとき。
- （4）農業体験を修了した日から3年以内に市内での営農を中止したとき。
- （5）偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。

（異動等の届出）

第9条 補助対象者は、前条各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

(着手届の提出)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、本補助の交付に係る事業の完了、中止若しくは廃止の日から起算して20日を経過した日又は本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月24日から施行し、平成28年度の事業から施行する。

この要綱は、令和8年5月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助金の額						
とっとり農業体験者滞在経費助成事業	農業体験者	農業体験者の滞在に要する経費	<table><tr><td>交付期間</td><td>農業体験者1人当たり助成額（月額）</td><td>農業体験者の同伴する子（農業体験者が農業体験期間中に同居する親族のうち子で市長が認めた者をいう。以下同じ。）1人につき上乗せ（月額）</td></tr><tr><td>2年間</td><td>100千円</td><td>30千円（最大2人分）</td></tr></table> ・ 鳥取市内に生活基盤のある者（独身者で農業体験者受入先へ生活基盤を移すものを除く。）に対する助成額は、月額50千円とし、同伴する子の上乗せも行わない。 ・ 農業体験の期間が1月に満たない場合は助成を行わない。 ・ 月の中に滞在を開始し、又は終了した場合は、その月分は日割り計算した額とする。ただし、農業体験者の同伴する子1人につき上乗せ（月額）は、農業体験者と同時に滞在を開始又は終了した場合を除き、月の中に滞在を開始し、又は終了した場合は、助成を行わないものとする。 ・ 市町村農業公社等就農研修支援事業及び青年就農給付金準備型の助成を受ける者は、同伴する子の上乗せのみの助成とする。 ・ 農業体験期間中に品目変更による体験受け入れ先に変更があった場合については、最大1年間延長することができる。	交付期間	農業体験者1人当たり助成額（月額）	農業体験者の同伴する子（農業体験者が農業体験期間中に同居する親族のうち子で市長が認めた者をいう。以下同じ。）1人につき上乗せ（月額）	2年間	100千円	30千円（最大2人分）
			交付期間	農業体験者1人当たり助成額（月額）	農業体験者の同伴する子（農業体験者が農業体験期間中に同居する親族のうち子で市長が認めた者をいう。以下同じ。）1人につき上乗せ（月額）				
2年間	100千円	30千円（最大2人分）							
とっとり農業体験者受入助成事業	農業体験者受入先	農業体験者の受入に要する経費	<table><tr><td>農業体験者1人当たり助成額（月額）</td></tr><tr><td>50千円</td></tr></table> ・ 月の中に滞在を開始し、又は終了した場合は、その月分は日割り計算した額とする。	農業体験者1人当たり助成額（月額）	50千円				
農業体験者1人当たり助成額（月額）									
50千円									
とっとり農業体験者住居家賃助成事業	農業体験者	農業体験者の滞在期間中の当該農業体験者の居住の用に供する建物の家賃（共益費等を除く。以下同じ。）	<table><tr><td>農業体験者1人当たり助成額（月額）</td></tr><tr><td>家賃の月額。ただし、月額50千円を限度とする。</td></tr></table> ・ 鳥取市内に生活基盤のある者（独身者で農業体験者受入先へ生活基盤を移すものを除く。）に対しては、助成を行わない。 ・ 農業体験の期間が1月に満たない場合は、助成を行わない。 ・ 月の中に滞在を開始し、又は終了した場合は、その月分は日割り計算した額とする。	農業体験者1人当たり助成額（月額）	家賃の月額。ただし、月額50千円を限度とする。				
農業体験者1人当たり助成額（月額）									
家賃の月額。ただし、月額50千円を限度とする。									